

原子力発第11019号
平成23年 4月25日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

- ・非常用発電設備の保安規定上の取扱いに関する原子力安全・保安院指示（平成23年4月9日付）に伴う変更

2. 施行期日

この規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後の比較表

変更前	変更後	備考																						
<p>(ディーゼル発電機 - モード <u>5, 6</u> および <u>照射済燃料移動中</u> -)</p> <p>第74条 <u>モード 5, 6 および照射済燃料移動中</u>において、非常用ディーゼル発電機は、表74 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード <u>5, 6</u> および <u>照射済燃料移動中</u>において、1ヶ月に1回、<u>所要の非常用高圧母線に接続する非常用ディーゼル発電機のうち1基以上</u>について以下の事項を実施する。</p> <p>(a) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900 ± 345Vおよび周波数が60 ± 3Hzであることを確認する。</p> <p>(b) 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。</p> <p>3 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表74 - 3の措置を講じるとともに、原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(ディーゼル発電機 - モード <u>1, 2, 3</u> および <u>4以外</u> -)</p> <p>第74条 <u>モード 1, 2, 3 および 4以外</u>において、非常用ディーゼル発電機は、表74 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード <u>1, 2, 3</u> および <u>4以外</u>において、1ヶ月に1回、非常用ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。</p> <p>(a) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900 ± 345Vおよび周波数が60 ± 3Hzであることを確認する。</p> <p>(b) 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。</p> <p>3 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表74 - 3の措置を講じるとともに、原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>原子力安全・保安院指示文書（平成 23年 4月 9日付）に伴う変更 以下、本条において同様</p>																						
<p>表74 - 1</p> <table border="1" data-bbox="172 884 1359 1102"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>(1)<u>所要の非常用高圧母線に接続する非常用ディーゼル発電機のうち1基以上</u>が動作可能であること¹ (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74 - 2に定める制限値内にあること²</td> </tr> </tbody> </table> <p>1：予備潤滑運転（ターニング，エアラン）を行う場合，運転上の制限を適用しない。 2：<u>非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は，運転上の制限を適用しない。</u></p>	項目	運転上の制限	非常用ディーゼル発電機	(1) <u>所要の非常用高圧母線に接続する非常用ディーゼル発電機のうち1基以上</u> が動作可能であること ¹ (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74 - 2に定める制限値内にあること ²	<p>表74 - 1</p> <table border="1" data-bbox="1403 884 2591 1060"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>(1)非常用ディーゼル発電機 <u>2基</u>が動作可能であること¹⁻² (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74 - 2に定める制限値内にあること³</td> </tr> </tbody> </table> <p>1：<u>非常用ディーゼル発電機の予備潤滑運転（ターニング，エアラン）を行う場合，運転上の制限を適用しない。</u> 2：<u>非常用ディーゼル発電機には，非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは，所要の電力供給が可能なものをいう。なお，非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。</u> 3：<u>非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は，運転上の制限を適用しない。</u></p>	項目	運転上の制限	非常用ディーゼル発電機	(1)非常用ディーゼル発電機 <u>2基</u> が動作可能であること ¹⁻² (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74 - 2に定める制限値内にあること ³															
項目	運転上の制限																							
非常用ディーゼル発電機	(1) <u>所要の非常用高圧母線に接続する非常用ディーゼル発電機のうち1基以上</u> が動作可能であること ¹ (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74 - 2に定める制限値内にあること ²																							
項目	運転上の制限																							
非常用ディーゼル発電機	(1)非常用ディーゼル発電機 <u>2基</u> が動作可能であること ¹⁻² (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74 - 2に定める制限値内にあること ³																							
<p>表74 - 2</p> <table border="1" data-bbox="172 1270 1359 1446"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)</td> <td colspan="2">825L以上</td> <td>1,375L以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値			1号炉	2号炉	3号炉	燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	825L以上		1,375L以上	<p>表74 - 2</p> <table border="1" data-bbox="1403 1354 2591 1530"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)</td> <td colspan="2">825L以上</td> <td>1,375L以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値			1号炉	2号炉	3号炉	燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	825L以上		1,375L以上	
項目		制限値																						
	1号炉	2号炉	3号炉																					
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	825L以上		1,375L以上																					
項目	制限値																							
	1号炉	2号炉	3号炉																					
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	825L以上		1,375L以上																					

変更前			変更後			備考
表74 - 3			表74 - 3			
条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	
A. <u>すべての非常用ディーゼル発電機が動作不能³である場合</u>	A.1 当直長または原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ⁴ 。 および A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.3 当直長は、 <u>動作不能となっている非常用ディーゼル発電機の少なくとも1基</u> を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	A. <u>非常用ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能⁴である場合</u>	A.1 当直長または原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ⁵ 。 および A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.3 当直長は、 <u>非常用ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、少なくとも2基</u> を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	
³ ：燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。 ⁴ ：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。			⁴ ： <u>非常用ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）</u> が制限値を満足していない場合を含む。 ⁵ ：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。			

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日) 第1条 本規定は、経済産業大臣の認可を受けた後、<u>第87回定時株主総会開催日より</u>施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日) 第1条 本規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2 <u>平成23年4月4日付平成23・02・18原第9号で認可を受けたこの規定は、第87回定時株主総会開催日より施行する。</u> 3 <u>第74条については、施行から第87回定時株主総会開催日の前日までは、「原子燃料課長」を「発電GL」に読み替える。</u> 4 <u>第74条の表74-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</u></p>	<p>附則の変更</p>